

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則新旧対照表（第1条関係）

改正案	現 行
<p>(条例第47条第6号の規則で定める従業者)</p> <p>第15条 条例第47条第6号の規則で定める従業者は、看護職員1人及び介護職員2人とする。ただし、利用者の身体の状態が安定していることなどから、入浴により利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、介護職員3人とすることができる。</p>	<p>(条例第47条第4号の規則で定める従業者)</p> <p>第15条 条例第47条第4号の規則で定める従業者は、看護職員1人及び介護職員2人とする。ただし、利用者の身体の状態が安定していることなどから、入浴により利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、介護職員3人とすることができる。</p>
<p>2 略</p> <p>(身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会におけるテレビ電話装置等の活用)</p>	<p>2 略</p>
<p>第48条の2 条例第131条第6項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等</p>	<p>(新設)</p>
<p>を活用して開催することができるものとする。</p> <p>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会におけるテレビ電話装置等の活用)</p>	
<p>第51条の2 条例第141条の2に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用し</p>	<p>(新設)</p>
<p>て開催することができるものとする。</p> <p>(身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会におけるテレビ電話装置等の活用)</p>	
<p>第53条の2 条例第147条第8項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等</p>	<p>(新設)</p>
<p>を活用して開催することができるものとする。</p> <p>(従業者)</p>	<p>(従業者)</p>
<p>第61条 条例第160条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 略</p>	<p>第61条 条例第160条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 略</p>
<p>(削る)</p>	<p>(2) 条例第160条第1項第2号に規定する指定介護療養型医療施設（以下</p>
	<p>「指定介護療養型医療施設」という。）である指定短期入所療養介護事業所における同号に定める従業者</p>
	<p>利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上</p>
<p>(2) 療養病床（条例第160条第1項第2号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にお</p>	<p>(3) 療養病床（条例第160条第1項第3号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設を除く。）で</p>

改正案	現行
<p>ける同号に定める従業者 医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上</p> <p>(3) 条例第160条第1項第3号に規定する診療所である指定短期入所療養介護事業所（前号に規定する指定短期入所療養介護事業所を除く。）における同項第3号に定める従業者 当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、1（利用者の数が3を超える場合にあっては、1に、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1を加えて得た数）以上</p> <p>(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所における条例第160条第1項第4号に定める従業者 利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第4条に定める介護医療院の従業者の員数の基準を満たすために必要な数以上</p> <p>2 前項第3号の指定短期入所療養介護事業所には、夜間における緊急連絡体制を整備し、看護職員又は介護職員を1人以上配置しなければならない。（設備）</p> <p>第62条 条例第161条第1項の規則で定める設備は、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める設備とする。</p> <p>(1) 略 (削る)</p> <p>(2) 療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所次に定める設備 ア・イ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第6条、介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年長野県条例第16号）第4条及び介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条</p>	<p>ある指定短期入所療養介護事業所における同号に定める従業者 医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上</p> <p>(4) 条例第160条第1項第4号に規定する診療所である指定短期入所療養介護事業所（前2号に規定する指定短期入所療養介護事業所を除く。）における同項第4号に定める従業者 当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、1（利用者及び入院患者の数が3を超える場合にあっては、1に、利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1を加えて得た数）以上</p> <p>(5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所における条例第160条第1項第5号に定める従業者 利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第4条に定める介護医療院の従業者の員数の基準を満たすために必要な数以上</p> <p>2 前項第4号の指定短期入所療養介護事業所には、夜間における緊急連絡体制を整備し、看護職員又は介護職員を1人以上配置しなければならない。（設備）</p> <p>第62条 条例第161条第1項の規則で定める設備は、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める設備とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所 指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（省令第143条第1項第2号に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。第67条において同じ。）に関するものを除く。）</p> <p>(3) 療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設を除く。）である指定短期入所療養介護事業所 次に定める設備 ア・イ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第6条、介護医療院の施設の基準に関する条例（平成30年長野県条例第16号）第4条及び介護医療院の施設の基準に関する条例施行規則（平成30年長野県規則第18号）第2条に定める</p>

改正案	現行
<p><u>例施行規則</u>（平成30年長野県規則第18号）第2条に定める介護医療院の設備の基準を満たす設備 <u>（身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会におけるテレビ電話装置等の活用）</u></p>	<p>介護医療院の設備の基準を満たす設備</p>
<p>第62条の2 <u>条例第163条第6項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p>（条例第171条において準用する条例第140条の規則で定める人数） 第65条 条例第171条において準用する条例第140条の規則で定める人数は、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める人数とする。 （1） 略 （2） 療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所 療養病床に係る病床数及び療養病床に係る病室の定員を超えることとなる利用者数 （3）・（4） 略 （準用）</p>	<p>（条例第171条において準用する条例第140条の規則で定める人数） 第65条 条例第171条において準用する条例第140条の規則で定める人数は、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める人数とする。 （1） 略 （2） 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟（<u>省令第144条に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下この号において同じ。</u>）を有する病院である指定短期入所療養介護事業所 療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数 （3）・（4） 略 （準用）</p>
<p>第66条 第5条、第6条、第8条、第9条の2、第9条の3、第14条第2項、<u>第14条の2、第48条及び第51条の2</u>の規定は、指定短期入所療養介護の事業及び指定短期入所療養介護事業者について準用する。この場合において、第9条の2中「第31条第3項」とあるのは「第171条において準用する条例第123条第2項」と、同条及び第9条の3中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、同条中「第38条の2」とあるのは「第171条において準用する条例第38条の2」と、第14条第2項中「第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「第141条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者」と、「第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「第140条に規定する指定介護予防短期入所療養介護」と、「ついては、指定介護予防サービス等基準条例第45条第3項及び」とあるのは「ついては、」と、「第14条第1項」とあるのは「第58条」と、「満たすことに加え、介護職員を1人置くこと」とあるのは「満たすこと」と、「条例第45条第3項及び前項」とあるのは「第61条」と、第14条の2中「第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「第141</p>	<p>第66条 第5条、第6条、第8条、第9条の2、第9条の3、第14条第2項、<u>第14条の2及び第48条</u>の規定は、指定短期入所療養介護の事業及び指定短期入所療養介護事業者について準用する。この場合において、第9条の2中「第31条第3項」とあるのは「第171条において準用する条例第123条第2項」と、同条及び第9条の3中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、同条中「第38条の2」とあるのは「第171条において準用する条例第38条の2」と、第14条第2項中「第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「第141条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者」と、「第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「第140条に規定する指定介護予防短期入所療養介護」と、「ついては、指定介護予防サービス等基準条例第45条第3項及び」とあるのは「ついては、」と、「第14条第1項」とあるのは「第58条」と、「満たすことに加え、介護職員を1人置くこと」とあるのは「満たすこと」と、「条例第45条第3項及び前項」とあるのは「第61条」と、第14条の2中「第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「第141条第1項に規</p>

改正案	現行
<p>条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者」と、「第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「第140条に規定する指定介護予防短期入所療養介護」と、「指定介護予防サービス等基準条例第45条の3」とあるのは「指定介護予防サービス等基準規則第59条」と、「条例第52条において準用する条例第7条」とあるのは「第62条」と、第48条第5項中「第143条」とあるのは「第171条」と読み替えるものとする。</p> <p>(設備)</p>	<p>定する指定介護予防短期入所療養介護事業者」と、「第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「第140条に規定する指定介護予防短期入所療養介護」と、「指定介護予防サービス等基準条例第45条の3」とあるのは「指定介護予防サービス等基準規則第59条」と、「条例第52条において準用する条例第7条」とあるのは「第62条」と、第48条第5項中「第143条」とあるのは「第171条」と読み替えるものとする。</p> <p>(設備)</p>
<p>第67条 ユニット型指定短期入所療養介護事業所（ユニット型指定短期入所療養介護（条例第172条に規定するユニット型指定短期入所療養介護をいう。以下この節において同じ。）の事業を行う事業所をいう。以下この節において同じ。）について条例第161条第1項の規則で定める設備は、次の各号に掲げるユニット型指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める設備とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>療養病床を有する病院又は診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所</u> 次項に規定する基準を満たすユニット（条例第172条に規定するユニットをいう。次項第1号において同じ。）<u>、廊下、機能訓練室及び浴室</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(3) <u>介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所</u> <u>介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第45条第4項及び第5項、介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例第6条並びに介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則第3条に定めるユニット型介護医療院（同条例第2条第1項に規定するユニット型介護医療院をいう。次条において同じ。）の設備の基準を満たす設備</u></p>	<p>第67条 ユニット型指定短期入所療養介護事業所（ユニット型指定短期入所療養介護（条例第172条に規定するユニット型指定短期入所療養介護をいう。以下この節において同じ。）の事業を行う事業所をいう。以下この節において同じ。）について条例第161条第1項の規則で定める設備は、次の各号に掲げるユニット型指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める設備とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所</u> <u>指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）</u></p> <p>(3) <u>療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所</u> <u>指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（療養病床を有する病院であるユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）</u></p> <p>(4) <u>療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所</u> <u>指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）</u></p> <p>(5) <u>介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所</u> <u>介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第45条第4項及び第5項、介護医療院の施設の基準に関する条例第6条並びに介護医療院の施設の基準に関する条例施行規則第3条に定めるユニット型介護医療院（同条例第2条第1項に規定するユニット型介護医療院をいう。次条において同じ。）の設備の基準を満たす設備</u></p>
<p>2 <u>前項第2号に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</u></p>	<p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>(1) <u>ユニット 次のアからエまでに掲げる設備の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める基準</u></p> <p><u>ア 病室 次に定める基準</u></p> <p>(ア) <u>一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</u></p> <p>(イ) <u>いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室(条例第172条に規定する共同生活室をいう。以下この項及び第4項において同じ。)に近接して一体的に設けること。</u></p> <p>(ウ) <u>一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないこと。</u></p> <p>(エ) <u>一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。</u></p> <p>(オ) <u>ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</u></p> <p><u>イ 共同生活室 次に定める基準</u></p> <p>(ア) <u>共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</u></p> <p>(イ) <u>一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</u></p> <p>(ウ) <u>必要な設備及び備品を備えること。</u></p> <p><u>ウ 洗面設備 次に定める基準</u></p> <p>(ア) <u>病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</u></p> <p>(イ) <u>身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</u></p> <p><u>エ 便所 次に定める基準</u></p> <p>(ア) <u>病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</u></p> <p>(イ) <u>ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</u></p> <p>(2) <u>廊下 廊下(中廊下を除く。)の幅は1.8メートル以上とし、中廊下の幅は2.7メートル以上とすること。</u></p> <p>(3) <u>機能訓練室 内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、</u></p>	

改正案	現行
<p><u>必要な器械及び器具を備えること。ただし、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。</u></p> <p>(4) <u>浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</u></p>	
<p>3 <u>前項第2号から第4号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</u></p>	(新設)
<p>4 <u>共同生活室は、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第21条第3号に規定する食堂と、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては同規則第21条の4において準用する同号に規定する食堂とみなす。</u></p>	(新設)
<p>5 <u>第1項第2号及び前3項に定めるもののほか、療養病床を有する病院又は診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。</u></p>	(新設)
<p>(条例第171条において準用する条例第140条の規則で定める人数)</p> <p>第68条 <u>ユニット型指定短期入所療養介護事業所について条例第171条において準用する条例第140条の規則で定める人数は、次の各号に掲げるユニット型指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める人数とする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(2) 略</p> <p><u>(身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会におけるテレビ電話装置等の活用)</u></p>	<p>(条例第171条において準用する条例第140条の規則で定める人数)</p> <p>第68条 <u>ユニット型指定短期入所療養介護事業所について条例第171条において準用する条例第140条の規則で定める人数は、次の各号に掲げるユニット型指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める人数とする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数</u></p> <p>(3) 略</p>
<p>第68条の2 <u>条例第174条第8項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。</u></p> <p>(従業者)</p>	(新設)
<p>第70条 <u>条例第178条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(従業者)</p> <p>第70条 <u>条例第178条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p>

改正案	現行
<p>2～6 略</p> <p>7 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号のア及び第2項第2号のアの規定の適用については、これらの規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。</p> <p>(1) 条例第193条において準用する条例第141条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について検討を行い、及び当該事項の実施状況を定期的に確認していること。</p> <p>ア 利用者の安全及びケアの質の確保</p> <p>イ 特定施設従業者の負担の軽減及び勤務の状況への配慮</p> <p>ウ 緊急時の体制整備</p> <p>エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検</p> <p>オ 特定施設従業者に対する研修</p> <p>(2) 複数の種類の介護機器を活用していること。</p> <p>(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減を図るため、特定施設従業者の適切な役割分担を行っていること。</p> <p>(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減が行われていると認められること。</p> <p>(準用)</p> <p>第75条 第5条、第8条、第9条の2、第9条の3、第14条の2及び第51条の2の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業及び指定特定施設入居者生活介護事業者について準用する。この場合において、第5条第1項、第4項及び第5項中「第8条」とあるのは「第180条第1項」と、第9条の2中「第31条第3項」とあるのは「第193条において準用する条例第94条第2項」と、同条及び第9条の3中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、同条中「第38条の2」とあるのは「第193条において準用する条例第38条の2」と、第14条の2中「第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「第157条第2項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」と、「指定介護予防サービス等基準条例第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「同条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護」と、「第45条の3」とあるのは「指定介護予防サー</p>	<p>2～6 略</p> <p>(新設)</p> <p>(準用)</p> <p>第75条 第5条、第8条、第9条の2、第9条の3及び第14条の2の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業及び指定特定施設入居者生活介護事業者について準用する。この場合において、第5条第1項、第4項及び第5項中「第8条」とあるのは「第180条第1項」と、第9条の2中「第31条第3項」とあるのは「第193条において準用する条例第94条第2項」と、同条及び第9条の3中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、同条中「第38条の2」とあるのは「第193条において準用する条例第38条の2」と、第14条の2中「第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「第157条第2項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」と、「指定介護予防サービス等基準条例第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「同条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護」と、「第45条の3」とあるのは「指定介護予防サービス等基</p>

改正案	現行
<p>ビス等基準条例第159条及び指定介護予防サービス等基準規則第68条」と、「第52条において準用する条例第7条」とあるのは「第179条及びこの規則第71条」と読み替えるものとする。</p> <p>(福祉用具貸与計画)</p> <p>第83条 <u>条例第209条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>指定福祉用具貸与の目標</u></p> <p>(2) <u>前号の目標を達成するための具体的なサービスの内容</u></p> <p>(3) <u>福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行う時期</u></p> <p>(4) <u>その他必要と認められる事項</u></p> <p><u>2～4</u> 略</p>	<p>準条例第159条及び指定介護予防サービス等基準規則第68条」と、「第52条において準用する条例第7条」とあるのは「第179条及びこの規則第71条」と読み替えるものとする。</p> <p>(福祉用具貸与計画)</p> <p>第83条 (新設)</p> <p><u>1～3</u> 略</p>

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>(従業者)</p> <p>第22条の2 条例第68条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の規定による指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、<u>介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第25号。以下「介護老人保健施設基準規則」という。）第2条に定める人員に関する基準又は介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（平成30年長野県規則第18号。第62条第4号及び第67条第1項第3号において「介護医療院基準規則」という。）第2条に定める人員に関する基準を満たすことをもって、条例第68条第3項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p> <p>(リハビリテーション会議におけるテレビ電話装置等の活用)</p> <p>第23条の2 条例第71条第7号に規定するリハビリテーション会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第25条 第5条、第6条、第8条、第9条の2、第9条の3、第14条第2項及び第14条の2の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業及び指定訪問リハビリテーション事業者について準用する。この場合において、第9条の2中「第31条第3項」とあるのは「第75条において準用する条例第31条第3項」と、同条及び第9条の3中「訪問介護員等」とあるのは「条例第68条第1項に規定する従業者」と、同条中「第38条の2」とあるのは「第75条において準用する条例第38条の2」と、第14条第2項中「第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「第66条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」と、「第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「第65条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション」と、「指定介護予防サービス等基準条例第45条第3項」</p>	<p>(従業者)</p> <p>第22条の2 条例第68条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(新設)</p> <p>(リハビリテーション会議におけるテレビ電話装置等の活用)</p> <p>第23条の2 条例第71条第5号に規定するリハビリテーション会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第25条 第5条、第6条、第8条、第9条の2、第9条の3、第14条第2項及び第14条の2の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業及び指定訪問リハビリテーション事業者について準用する。この場合において、第9条の2中「第31条第3項」とあるのは「第75条において準用する条例第31条第3項」と、同条及び第9条の3中「訪問介護員等」とあるのは「条例第68条第1項に規定する従業者」と、同条中「第38条の2」とあるのは「第75条において準用する条例第38条の2」と、第14条第2項中「第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「第66条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」と、「第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「第65条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション」と、「第45条第3項及び介護保険法に基づく指定介護予防サー</p>

改正案	現行
<p>とあるのは「<u>指定介護予防サービス等基準条例第66条第3項</u>」と、「<u>第14条第1項</u>」とあるのは「<u>第22条の2</u>」と、「満たすことに加え、介護職員を1人置くこと」とあるのは「満たすこと」と、「<u>第45条第3項及び前項</u>」とあるのは「<u>第68条第3項及びこの規則第22条の2</u>」と、第14条の2中「<u>第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者</u>」とあるのは「<u>第66条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者</u>」と、「<u>第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護</u>」とあるのは「<u>第65条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション</u>」と、「<u>第45条の3</u>」とあるのは「<u>第67条</u>」と、「<u>第52条において準用する条例第7条</u>」とあるのは「<u>第69条</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(居宅サービスの提供等に必要な情報提供等)</p> <p>第28条 医師若しくは歯科医師又は薬剤師は、<u>条例第80条第1項第5号又は同条第2項第6号の規定による情報提供又は助言をサービス担当者会議において行うことができない場合には、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、原則として、当該情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第44条 第5条、第6条、第8条、第9条の2、第9条の3、第14条第2項、<u>第14条の2、第22条の2第2項及び第32条の規定は、指定通所リハビリテーションの事業及び指定通所リハビリテーション事業者について準用する。</u>この場合において、第9条の2中「<u>第31条第3項</u>」とあるのは「<u>第123条第2項</u>」と、同条及び第9条の3中「<u>訪問介護員等</u>」とあるのは「<u>通所リハビリテーション従業者</u>」と、同条中「<u>第38条の2</u>」とあるのは「<u>第125条において準用する条例第38条の2</u>」と、第14条第2項中「<u>第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者</u>」とあるのは「<u>第98条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者</u>」と、「<u>第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護</u>」とあるのは「<u>第97条に規定する指定介護予防通所リハビリテーション</u>」と、「<u>指定介護予防サービス等基準条例第45条第3項及び</u>」とあるのは「<u>指定介護予防サービス等基準条例第98条第3項並びに</u>」と、「<u>第14条第1項</u>」とあるのは「<u>第37条及び指定介護予防サービス等基準規則第40条において準用する指定介護予防サービス等基準規則第22条の2第2項</u>」と、「満たすことに加え、介護職員を1人置くこと」とあるのは「満</p>	<p>ビス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第23号。以下「<u>指定介護予防サービス等基準規則</u>」という。）<u>第14条第1項</u>」とあるのは「<u>第66条</u>」と、「満たすことに加え、介護職員を1人置くこと」とあるのは「満たすこと」と、「<u>第45条第3項及び前項</u>」とあるのは「<u>第68条</u>」と、第14条の2中「<u>第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者</u>」とあるのは「<u>第66条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者</u>」と、「<u>第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護</u>」とあるのは「<u>第65条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション</u>」と、「<u>第45条の3</u>」とあるのは「<u>第67条</u>」と、「<u>第52条において準用する条例第7条</u>」とあるのは「<u>第69条</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(居宅サービスの提供等に必要な情報提供等)</p> <p>第28条 医師若しくは歯科医師又は薬剤師は、<u>条例第80条第1項第3号又は同条第2項第4号の規定による情報提供又は助言をサービス担当者会議において行うことができない場合には、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、原則として、当該情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第44条 第5条、第6条、第8条、第9条の2、第9条の3、第14条第2項、<u>第14条の2及び第32条の規定は、指定通所リハビリテーションの事業及び指定通所リハビリテーション事業者について準用する。</u>この場合において、第9条の2中「<u>第31条第3項</u>」とあるのは「<u>第123条第2項</u>」と、同条及び第9条の3中「<u>訪問介護員等</u>」とあるのは「<u>通所リハビリテーション従業者</u>」と、同条中「<u>第38条の2</u>」とあるのは「<u>第125条において準用する条例第38条の2</u>」と、第14条第2項中「<u>第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者</u>」とあるのは「<u>第98条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者</u>」と、「<u>第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護</u>」とあるのは「<u>第97条に規定する指定介護予防通所リハビリテーション</u>」と、「<u>指定介護予防サービス等基準条例第45条第3項</u>」とあるのは「<u>指定介護予防サービス等基準条例第98条第3項</u>」と、「<u>第14条第1項</u>」とあるのは「<u>第37条</u>」と、「満たすことに加え、介護職員を1人置くこと」とあるのは「満たすこと」と、「<u>第45条第3項及び前項</u>」とあるのは「<u>第117条第3項及びこの規則第41条</u>」と、第14条の2中「<u>第45条第1項に規定する指定介護</u></p>

改正案	現行
<p>たすこと」と、「第45条第3項及び前項」とあるのは「<u>第117条第3項並びにこの規則第41条及び同規則第44条において準用する同規則第22条の2第2項</u>」と、第14条の2中「第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「第98条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者」と、「第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「第97条に規定する指定介護予防通所リハビリテーション」と、「第45条の3」とあるのは「第99条及び指定介護予防サービス等基準規則第38条」と、「第52条において準用する条例第7条」とあるのは「第118条及びこの規則第42条」と、第22条の2第2項中「<u>第68条第3項</u>」とあるのは「<u>第117条第3項</u>」と、第32条第5項中「第96条」とあるのは「第125条」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者)</p> <p>第61条 条例第160条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所(条例第160条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。)における同項第1号のアからキまでに掲げる従業者 利用者(指定短期入所療養介護事業者(同項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下この節において同じ。))が指定介護予防短期入所療養介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第141条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下この条において同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護(条例第159条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下この節において同じ。)の事業と指定介護予防短期入所療養介護(指定介護予防サービス等基準条例第140条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下この条において同じ。)の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合にあっては、当該事業所における指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第65条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における<u>介護老人保健施設基準規則第2条に定める介護老人保健施設の従業者の員数の基準を満たすために必要な数以上</u></p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「第98条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者」と、「第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「第97条に規定する指定介護予防通所リハビリテーション」と、「第45条の3」とあるのは「第99条及び指定介護予防サービス等基準規則第38条」と、「第52条において準用する条例第7条」とあるのは「第118条及びこの規則第42条」と、第32条第5項中「第96条」とあるのは「第125条」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者)</p> <p>第61条 条例第160条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所(条例第160条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。)における同項第1号のアからキまでに掲げる従業者 利用者(指定短期入所療養介護事業者(同項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下この節において同じ。))が指定介護予防短期入所療養介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第141条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下この条において同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護(条例第159条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下この節において同じ。)の事業と指定介護予防短期入所療養介護(指定介護予防サービス等基準条例第140条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下この条において同じ。)の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合にあっては、当該事業所における指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第65条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における<u>介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第25号。次条及び第67条において「介護老人保健施設基準規則」という。)</u>第2条に定める介護老人保健施設の従業者の員数の基準を満たすために必要な数以上</p> <p>(2)～(4) 略</p>

改正案	現行
<p>2 略 (設備)</p> <p>第62条 条例第161条第1項の規則で定める設備は、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める設備とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第6条、介護医療院の施設の基準に関する条例(平成30年長野県条例第16号)第4条及び<u>介護医療院基準規則</u>第2条に定める介護医療院の設備の基準を満たす設備</p> <p>第67条 ユニット型指定短期入所療養介護事業所(ユニット型指定短期入所療養介護(条例第172条に規定するユニット型指定短期入所療養介護をいう。以下この節において同じ。)の事業を行う事業所をいう。以下この節において同じ。)について条例第161条第1項の規則で定める設備は、次の各号に掲げるユニット型指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める設備とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第45条第4項及び第5項、介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例第6条並びに<u>介護医療院基準規則</u>第3条に定めるユニット型介護医療院(同条例第2条第1項に規定するユニット型介護医療院をいう。次条において同じ。)の設備の基準を満たす設備</p> <p>2～5 略</p>	<p>2 略 (設備)</p> <p>第62条 条例第161条第1項の規則で定める設備は、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める設備とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第6条、介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成30年長野県条例第16号)第4条及び<u>介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則</u>(平成30年長野県規則第18号)第2条に定める介護医療院の設備の基準を満たす設備</p> <p>第67条 ユニット型指定短期入所療養介護事業所(ユニット型指定短期入所療養介護(条例第172条に規定するユニット型指定短期入所療養介護をいう。以下この節において同じ。)の事業を行う事業所をいう。以下この節において同じ。)について条例第161条第1項の規則で定める設備は、次の各号に掲げるユニット型指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める設備とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第45条第4項及び第5項、介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例第6条並びに<u>介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則</u>第3条に定めるユニット型介護医療院(同条例第2条第1項に規定するユニット型介護医療院をいう。次条において同じ。)の設備の基準を満たす設備</p> <p>2～5 略</p>

介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則新旧対照表（第3条関係）

改正案	現行
<p>(<u>条例第52条第6号の規則で定める従業者</u>) 第16条 <u>条例第52条第6号の規則で定める従業者は、看護職員1人及び介護職員1人とする。ただし、利用者の身体の状況が安定していることなどから、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、介護職員2人とすることができる。</u> 2 略 (<u>身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会におけるテレビ電話装置等の活用</u>) 第44条の2 <u>条例第112条第3項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等</u></p>	<p>(<u>条例第52条第4号の規則で定める従業者</u>) 第16条 <u>条例第52条第4号の規則で定める従業者は、看護職員1人及び介護職員1人とする。ただし、利用者の身体の状況が安定していることなどから、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、介護職員2人とすることができる。</u> 2 略 (新設)</p>
<p><u>を活用して開催することができるものとする。</u> (<u>利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会におけるテレビ電話装置等の活用</u>) 第46条の2 <u>条例第115条の2に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用し</u> <u>て開催することができるものとする。</u> (従業者)</p>	<p>(新設) (従業者)</p>
<p>第58条 <u>条例第141条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</u> (1) 略 (<u>削る</u>) (2) <u>療養病床（条例第141条第1項第2号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所における同号に定める従業者 医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上</u> (3) <u>条例第141条第1項第3号に規定する診療所である指定介護予防短期</u></p>	<p>第58条 <u>条例第141条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</u> (1) 略 (2) <u>条例第141条第1項第2号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所における同号に定める従業者 利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上</u> (3) <u>療養病床（条例第141条第1項第3号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設を除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所における同号に定める従業者 医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上</u> (4) <u>条例第141条第1項第4号に規定する診療所である指定介護予防短期</u></p>

改正案	現行
<p>入所療養介護事業所（前号に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業所を除く。）における<u>同項第3号</u>に定める従業者 当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、1（利用者の数が3を超える場合にあっては、1に、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1を加えて得た数）以上</p>	<p>入所療養介護事業所（前2号に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業所を除く。）における<u>同項第4号</u>に定める従業者 当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、1（利用者及び入院患者の数が3を超える場合にあっては、1に、利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1を加えて得た数）以上</p>
<p><u>(4)</u> 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所における<u>条例第141条第1項第4号</u>に定める従業者 利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第4条に定める介護医療院の従業者の員数の基準を満たすために必要な数以上</p>	<p><u>(5)</u> 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所における<u>条例第141条第1項第5号</u>に定める従業者 利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第4条に定める介護医療院の従業者の員数の基準を満たすために必要な数以上</p>
<p>2 <u>前項第3号</u>の指定介護予防短期入所療養介護事業所には、夜間における緊急連絡体制を整備し、看護職員又は介護職員を1人以上配置しなければならない。</p>	<p>2 <u>前項第4号</u>の指定介護予防短期入所療養介護事業所には、夜間における緊急連絡体制を整備し、看護職員又は介護職員を1人以上配置しなければならない。</p>
<p>（設備）</p>	<p>（設備）</p>
<p>第59条 条例第142条第1項の規則で定める設備は、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める設備とする。</p>	<p>第59条 条例第142条第1項の規則で定める設備は、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める設備とする。</p>
<p><u>(1)</u> 略</p>	<p><u>(1)</u> 略</p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(2)</u> <u>指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所</u></p>
<p><u>(2)</u> 療養病床を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所 次に定める設備</p>	<p><u>指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（省令第188条第1項第2号に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。第64条において同じ。）に関するものを除く。）</u></p>
<p>ア・イ 略</p>	<p><u>(3)</u> 療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設を除く。）</p>
<p><u>(3)</u> 略</p>	<p>である指定介護予防短期入所療養介護事業所 次に定める設備</p>
<p><u>(4)</u> 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第6条、<u>介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例</u>（平成30年長野県条例第16号）第4条及び<u>介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則</u>（平成30年長野県規則第18号）第2条に定める介護医療院の設備の基準を満たす設備</p>	<p>ア・イ 略</p>
<p>（条例第145条において準用する条例第114条第1項の規則で定める人数）</p>	<p><u>(4)</u> 略</p>
<p><u>(4)</u> 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第6条、<u>介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例</u>（平成30年長野県条例第16号）第4条及び<u>介護医療院の施設の基準に関する条例施行規則</u>（平成30年長野県規則第18号）第2条に定める介護医療院の設備の基準を満たす設備</p> <p>（条例第145条において準用する条例第114条第1項の規則で定める人数）</p>	<p><u>(5)</u> 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第6条、<u>介護医療院の施設の基準に関する条例</u>（平成30年長野県条例第16号）第4条及び<u>介護医療院の施設の基準に関する条例施行規則</u>（平成30年長野県規則第18号）第2条に定める介護医療院の設備の基準を満たす設備</p> <p>（条例第145条において準用する条例第114条第1項の規則で定める人数）</p>

改正案	現 行
<p>第60条 条例第145条において準用する条例第114条第1項の規則で定める人数は、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める人数とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 療養病床を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所 療養病床に係る病床数及び療養病床に係る病室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>(3)・(4) 略 (準用)</p>	<p>第60条 条例第145条において準用する条例第114条第1項の規則で定める人数は、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める人数とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症患者療養病棟（省令第189条に規定する老人性認知症患者療養病棟をいう。以下この号において同じ。）を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所療養病床又は老人性認知症患者療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症患者療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>(3)・(4) 略 (準用)</p>
<p>第63条 第14条第2項、第14条の2から第14条の5まで、第15条の2から第15条の4まで、第21条第1項、<u>第44条、第44条の2及び第46条の2</u>の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業及び指定介護予防短期入所療養介護事業者について準用する。この場合において、第14条第2項中「第45条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「第160条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者」と、「(条例第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下この章において同じ。)の指定」とあるのは「の指定」と、「第44条に規定する指定訪問入浴介護」とあるのは「第159条に規定する指定短期入所療養介護」と、「(条例第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護の事業をいう。以下この節において同じ。)の事業」とあるのは「の事業」と、「ついで、指定居宅サービス等基準条例第45条第3項及び」とあるのは「ついで、」と、「第14条第1項」とあるのは「第61条」と、「条例第45条第3項及び前項」とあるのは「第58条」と、第14条の2中「指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第160条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者」と、「指定訪問入浴介護の」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第159条に規定する指定短期入所療養介護の」と、「指定居宅サービス等基準条例第52条において準用する指定居宅サービス等基準条例第7条」とあるのは「指定居宅サービス等基準規則第62条」と、「<u>条例第45条の3</u>」とあるのは「第59条」と、第15条の3中「第48条の3第3項」とあるのは「第145条において準用する条例第101条第2項」と、同条及び第15条の4中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「条例第141条第1項に規定する従業者」と、同条中「第48条の10</p>	<p>第63条 第14条第2項、第14条の2から第14条の5まで、第15条の2から第15条の4まで、第21条第1項及び<u>第44条</u>の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業及び指定介護予防短期入所療養介護事業者について準用する。この場合において、第14条第2項中「第45条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「第160条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者」と、「(条例第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下この章において同じ。)の指定」とあるのは「の指定」と、「第44条に規定する指定訪問入浴介護」とあるのは「第159条に規定する指定短期入所療養介護」と、「(条例第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護の事業をいう。以下この節において同じ。)の事業」とあるのは「の事業」と、「ついで、指定居宅サービス等基準条例第45条第3項及び」とあるのは「ついで、」と、「第14条第1項」とあるのは「第61条」と、「<u>条例第45条第3項及び前項</u>」とあるのは「第58条」と、第14条の2中「指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第160条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者」と、「指定訪問入浴介護の」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第159条に規定する指定短期入所療養介護の」と、「指定居宅サービス等基準条例第52条において準用する指定居宅サービス等基準条例第7条」とあるのは「指定居宅サービス等基準規則第62条」と、「<u>第45条の3</u>」とあるのは「第59条」と、第15条の3中「第48条の3第3項」とあるのは「第145条において準用する条例第101条第2項」と、同条及び第15条の4中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「条例第141条第1項に規定する従業者」と、同条中「第48条の10の2」とあるのは「第145条におい</p>

改正案	現行
<p>の2」とあるのは「第145条において準用する条例第48条の10の2」と、第21条第1項中「第63条第2号」とあるのは「第147条第2号」と、第44条第1項中「第111条の2第2項」とあるのは「第145条において準用する第111条の2第2項」と、同条第2項中「第111条の2第3項」とあるのは「第145条において準用する第111条の2第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>(設備)</p>	<p>て準用する条例第48条の10の2」と、第21条第1項中「第63条第2号」とあるのは「第147条第2号」と、第44条第1項中「第111条の2第2項」とあるのは「第145条において準用する第111条の2第2項」と、同条第2項中「第111条の2第3項」とあるのは「第145条において準用する第111条の2第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>(設備)</p>
<p>第64条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護（条例第153条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下この節において同じ。）の事業を行う事業所をいう。以下この節において同じ。）について条例第142条第1項の規則で定める設備は、次の各号に掲げるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める設備とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>療養病床を有する病院又は診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所</u> 次項に規定する基準を満たすユニット（条例第153条に規定するユニットをいう。次項第1号において同じ。）<u>、廊下、機能訓練室及び浴室</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(3) <u>介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所</u> <u>介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第45条第4項及び第5項、介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例第6条並びに介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則第3条に定めるユニット型介護医療院（同条例第2条第1項に規定するユニット型介護医療院に関するものに限る。次条において同じ。）の設備の基準を満たす設備</u></p>	<p>第64条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護（条例第153条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下この節において同じ。）の事業を行う事業所をいう。以下この節において同じ。）について条例第142条第1項の規則で定める設備は、次の各号に掲げるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める設備とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所</u> <u>指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）</u></p> <p>(3) <u>療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所</u> <u>指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（療養病床を有する病院であるユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）</u></p> <p>(4) <u>療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所</u> <u>指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）</u></p> <p>(5) <u>介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所</u> <u>介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第45条第4項及び第5項、介護医療院の施設の基準に関する条例第6条並びに介護医療院の施設の基準に関する条例施行規則第3条に定めるユニット型介護医療院（同条例第2条第1項に規定するユニット型介護医療院に関するものに限る。次条において同じ。）の設備の基準を満たす設備</u></p>
<p>2 前項第2号に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、</p>	<p>(新設)</p>

改正案	現行
<p><u>当該各号に定める基準とする。</u></p> <p><u>(1) ユニット 次のアからエまでに掲げる設備の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める基準</u></p> <p><u>ア 病室 次に定める基準</u></p> <p><u>(ア) 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</u></p> <p><u>(イ) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室(条例第153条に規定する共同生活室をいう。以下この項及び第4項において同じ。)に近接して一体的に設けること。</u></p> <p><u>(ウ) 一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないこと。</u></p> <p><u>(エ) 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。</u></p> <p><u>(オ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</u></p> <p><u>イ 共同生活室 次に定める基準</u></p> <p><u>(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</u></p> <p><u>(イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</u></p> <p><u>(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。</u></p> <p><u>ウ 洗面設備 次に定める基準</u></p> <p><u>(ア) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</u></p> <p><u>(イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</u></p> <p><u>エ 便所 次に定める基準</u></p> <p><u>(ア) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</u></p> <p><u>(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</u></p> <p><u>(2) 廊下 廊下(中廊下を除く。)の幅は1.8メートル以上とし、中廊下の幅は2.7メートル以上とすること。</u></p>	

改正案	現行
<p>(3) <u>機能訓練室 内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。ただし、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。</u></p> <p>(4) <u>浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</u></p> <p>3 <u>前項第2号から第4号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>4 <u>共同生活室は、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第21条第3号に規定する食堂と、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては同規則第21条の4において準用する同号に規定する食堂とみなす。</u></p> <p>5 <u>第1項第2号及び前3項に定めるもののほか、療養病床を有する病院又は診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。</u> （条例第145条において準用する条例第114条第1項の規則で定める人数）</p> <p>第65条 <u>ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所について条例第145条において準用する条例第114条第1項の規則で定める人数は、次の各号に掲げるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める人数とする。</u></p> <p>(1) 略 <u>(削る)</u></p> <p>(2) 略 (従業者)</p> <p>第67条 <u>条例第158条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</u></p> <p>(1)～(4) 略 2～6 略</p>	<p>(条例第145条において準用する条例第114条第1項の規則で定める人数)</p> <p>第65条 <u>ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所について条例第145条において準用する条例第114条第1項の規則で定める人数は、次の各号に掲げるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める人数とする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数</u></p> <p>(3) 略 (従業者)</p> <p>第67条 <u>条例第158条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</u></p> <p>(1)～(4) 略 2～6 略</p>

改正案	現行
<p>7 下に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号のア及び第2項第2号のアの規定の適用については、これらの規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。</p> <p>(1) 条例第169条において準用する条例第115条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について検討を行い、及び当該事項の実施状況を定期的に確認していること。</p> <p>ア 利用者の安全及びケアの質の確保</p> <p>イ 介護予防特定施設従業者の負担の軽減及び勤務の状況への配慮</p> <p>ウ 緊急時の体制整備</p> <p>エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検</p> <p>オ 介護予防特定施設従業者に対する研修</p> <p>(2) 複数の種類の介護機器を活用していること。</p> <p>(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減を図るため、介護予防特定施設従業者の適切な役割分担を行っていること。</p> <p>(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減が行われていると認められること。</p> <p>(準用)</p> <p>第71条 第14条の2、第15条の2から第15条の4まで及び第46条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者について準用する。この場合において、第14条の2中「指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第177条第2項に規定する指定特定施設入居者生活介護事業者」と、「指定訪問入浴介護の」とあるのは「同条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護の」と、「第52条において準用する指定居宅サービス等基準条例第7条」とあるのは「第179条及び指定居宅サービス等基準規則第71条」と、「第45条の3」とあるのは「第159条及びこの規則第68条」と、第15条の3中「第48条の3第3項」とあるのは「第169条において準用する条例第114条の2第2項」と、同条及び第15条の4中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、同条中「第48条の10の2」とあるのは「第169条において準用する条例第48条の10の2」と読み替えるものとする。</p>	<p>(新設)</p> <p>(準用)</p> <p>第71条 第14条の2及び第15条の2から第15条の4までの規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者について準用する。この場合において、第14条の2中「指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第177条第2項に規定する指定特定施設入居者生活介護事業者」と、「指定訪問入浴介護の」とあるのは「同条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護の」と、「第52条において準用する指定居宅サービス等基準条例第7条」とあるのは「第179条及び指定居宅サービス等基準規則第71条」と、「第45条の3」とあるのは「第159条及びこの規則第68条」と、第15条の3中「第48条の3第3項」とあるのは「第169条において準用する条例第114条の2第2項」と、同条及び第15条の4中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、同条中「第48条の10の2」とあるのは「第169条において準用する条例第48条の10の2」と読み替えるものとする。</p>

改正案	現行
<p>(介護予防福祉用具貸与計画)</p> <p>第79条 <u>条例第197条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 指定介護予防福祉用具貸与の目標</u></p> <p><u>(2) 前号の目標を達成するための具体的なサービスの内容</u></p> <p><u>(3) サービスの提供を行う期間</u></p> <p><u>(4) 介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行う時期</u></p> <p><u>(5) その他必要と認められる事項</u></p> <p><u>2～4 略</u></p> <p>(準用)</p> <p>第80条 第14条の2から第14条の5まで及び第15条の2から第15条の4までの規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業及び指定介護予防福祉用具貸与事業者について準用する。この場合において、第14条の2中「指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第205条第1項に規定する指定福祉用具貸与事業者」と、「指定訪問入浴介護の」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第204条に規定する指定福祉用具貸与の」と、「第52条において準用する指定居宅サービス等基準条例第7条」とあるのは「第206条第1項及び指定居宅サービス等基準規則第81条」と、「第45条の3」とあるのは「条例第188条第1項及びこの規則第77条」と、第15条の3中「第48条の3第3項」とあるのは「第191条第6項」と、同条及び第15条の4中「介護予防訪問入浴介護」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条中「第48条の10の2」とあるのは「第194条において準用する条例第48条の10の2」と読み替えるものとする。</p>	<p>(介護予防福祉用具貸与計画)</p> <p>第79条 <u>(新設)</u></p> <p><u>1～3 略</u></p> <p>(準用)</p> <p>第80条 第14条の2から第14条の5まで、<u>第15条の2から第15条の4まで及び第21条第1項の規定は</u>、指定介護予防福祉用具貸与の事業及び指定介護予防福祉用具貸与事業者について準用する。この場合において、第14条の2中「指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第205条第1項に規定する指定福祉用具貸与事業者」と、「指定訪問入浴介護の」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第204条に規定する指定福祉用具貸与の」と、「第52条において準用する指定居宅サービス等基準条例第7条」とあるのは「第206条第1項及び指定居宅サービス等基準規則第81条」と、「第45条の3」とあるのは「条例第188条第1項及びこの規則第77条」と、第15条の3中「第48条の3第3項」とあるのは「第191条第6項」と、同条及び第15条の4中「介護予防訪問入浴介護」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条中「第48条の10の2」とあるのは「第194条において準用する条例第48条の10の2」と、<u>第21条第1項中「第63条第2号」とあるのは「第197条第1項」と読み替えるものとする。</u></p>

介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則（第4条関係）

改正案	現 行
<p>(従業者)</p> <p>第22条の2 条例第66条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 <u>指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定において準用する法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の規定による指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第25号。以下「介護老人保健施設基準規則」という。）第2条に定める人員に関する基準又は介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（平成30年長野県規則第18号。第59条第4号及び第64条第1項第3号において「介護医療院基準規則」という。）第2条に定める人員に関する基準を満たすことをもって、条例第66条第3項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第25条 第14条第2項、第14条の2から第14条の5まで、第15条の2から第15条の4まで及び第21条第1項の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業者について準用する。この場合において、第14条第2項中「第45条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「<u>第68条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者</u>」と、「（条例第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下この章において同じ。）の指定」とあるのは「<u>の指定</u>」と、「第44条に規定する指定訪問入浴介護」とあるのは「<u>第67条に規定する指定訪問リハビリテーション</u>」と、「（条例第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護の事業をいう。以下この節において同じ。）の事業」とあるのは「<u>の事業</u>」と、「<u>指定居宅サービス等基準条例第45条第3項</u>」とあるのは「<u>指定居宅サービス等基準条例第68条第3項</u>」と、「第14条第1項」とあるのは「<u>第22条の2</u>」と、「第45条第3項及び前項」とあるのは「<u>第66条第3項及びこの規則第22条の2</u>」と、第14条の2中「指定訪問入浴介護事</p>	<p>(従業者)</p> <p>第22条の2 条例第66条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(新設)</p> <p>(準用)</p> <p>第25条 第14条第2項、第14条の2から第14条の5まで、第15条の2から第15条の4まで及び第21条第1項の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業者について準用する。この場合において、第14条第2項中「第45条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「<u>第68条に規定する指定訪問リハビリテーション事業者</u>」と、「（条例第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下この章において同じ。）の指定」とあるのは「<u>の指定</u>」と、「第44条に規定する指定訪問入浴介護」とあるのは「<u>第67条に規定する指定訪問リハビリテーション</u>」と、「（条例第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護の事業をいう。以下この節において同じ。）の事業」とあるのは「<u>の事業</u>」と、「<u>第45条第3項及び介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第22号。以下「指定居宅サービス等基準規則」という。）第14条第1項</u>」とあるのは「<u>第68条</u>」と、「第45条第3項及び前項」とあるのは「<u>第66条</u>」と、第14条の2中</p>

改正案	現行
<p>業者」とあるのは「<u>指定居宅サービス等基準条例第68条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者</u>」と、「<u>指定訪問入浴介護の</u>」とあるのは「<u>指定居宅サービス等基準条例第67条に規定する指定訪問リハビリテーションの</u>」と、「<u>第52条において準用する指定居宅サービス等基準条例第7条</u>」とあるのは「<u>第69条</u>」と、「<u>第45条の3</u>」とあるのは「<u>第67条</u>」と、第15条の3中「<u>第48条の3第3項</u>」とあるのは「<u>第70条において準用する条例第48条の3第3項</u>」と、同条及び第15条の4中「<u>介護予防訪問入浴介護従業者</u>」とあるのは「<u>条例第66条第1項に規定する従業者</u>」と、同条中「<u>第48条の10の2</u>」とあるのは「<u>第70条において準用する条例第48条の10の2</u>」と、第21条第1項中「<u>第63条第2号</u>」とあるのは「<u>第72条第2号</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>「<u>指定訪問入浴介護事業者</u>」とあるのは「<u>指定居宅サービス等基準条例第68条に規定する指定訪問リハビリテーション事業者</u>」と、「<u>指定訪問入浴介護の</u>」とあるのは「<u>指定居宅サービス等基準条例第67条に規定する指定訪問リハビリテーションの</u>」と、「<u>第52条において準用する指定居宅サービス等基準条例第7条</u>」とあるのは「<u>第69条</u>」と、「<u>第45条の3</u>」とあるのは「<u>第67条</u>」と、第15条の3中「<u>第48条の3第3項</u>」とあるのは「<u>第70条において準用する条例第48条の3第3項</u>」と、同条及び第15条の4中「<u>介護予防訪問入浴介護従業者</u>」とあるのは「<u>条例第66条第1項に規定する従業者</u>」と、同条中「<u>第48条の10の2</u>」とあるのは「<u>第70条において準用する条例第48条の10の2</u>」と、第21条第1項中「<u>第63条第2号</u>」とあるのは「<u>第72条第2号</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>(介護予防サービスの提供等に必要な情報提供等)</p> <p>第28条 医師若しくは歯科医師又は薬剤師は、<u>条例第80条第1項第5号又は同条第2項第6号の規定による情報提供又は助言をサービス担当者会議において行うことができない場合には、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、原則として、当該情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。</u></p>	<p>(介護予防サービスの提供等に必要な情報提供等)</p> <p>第28条 医師若しくは歯科医師又は薬剤師は、<u>条例第80条第1項第3号又は同条第2項第4号の規定による情報提供又は助言をサービス担当者会議において行うことができない場合には、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、原則として、当該情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。</u></p>
<p>(準用)</p> <p>第40条 第14条第2項、第14条の2から第14条の5まで、第15条の2から第15条の4まで、<u>第21条第1項及び第22条の2第2項の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業及び指定介護予防通所リハビリテーション事業者について準用する。この場合において、第14条第2項中「第45条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「第117条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者」と、「(条例第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下この章において同じ。)の指定」とあるのは「の指定」と、「第44条に規定する指定訪問入浴介護の」とあるのは「第116条に規定する指定通所リハビリテーションの」と、「(条例第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護の事業をいう。以下この節において同じ。)の事業」とあるのは「の事業」と、「指定居宅サービス等基準条例第45条第3項及び」とあるのは「<u>指定居宅サービス等基準条例第117条第3項並びに</u>」と、「第14条第1項」とあるのは「<u>第41条及び指定居宅サービス等基準規則第40条において準用する指定居宅サービス等基準規則第22条の2第2項</u>」と、「第45条第3項及び前項」とあるのは「<u>第98条第3項並</u></u></p>	<p>(準用)</p> <p>第40条 第14条第2項、第14条の2から第14条の5まで、第15条の2から第15条の4まで<u>及び第21条第1項の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業及び指定介護予防通所リハビリテーション事業者について準用する。この場合において、第14条第2項中「第45条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「第117条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者」と、「(条例第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下この章において同じ。)の指定」とあるのは「の指定」と、「第44条に規定する指定訪問入浴介護の」とあるのは「第116条に規定する指定通所リハビリテーションの」と、「(条例第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護の事業をいう。以下この節において同じ。)の事業」とあるのは「の事業」と、「<u>指定居宅サービス等基準条例第45条第3項</u>」とあるのは「<u>指定居宅サービス等基準条例第117条第3項</u>」と、「第14条第1項」とあるのは「<u>第41条</u>」と、「<u>第45条第3項及び前項</u>」とあるのは「<u>第98条第3項及びこの規則第37条</u>」と、第14条の2中「<u>指定訪問入浴介護事業者</u>」とあるのは「<u>指定居宅サービス等基準条例第117条第1項に規定する指定通所リハビリテーショ</u></u></p>

改正案	現行
<p>びにこの規則第37条及び同規則第40条において準用する同規則第22条の2第2項」と、第14条の2中「指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第117条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者」と、「指定訪問入浴介護の」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第116条に規定する指定通所リハビリテーションの」と、「第52条において準用する指定居宅サービス等基準条例第7条」とあるのは「第118条及び指定居宅サービス等基準規則第42条」と、「第45条の3」とあるのは「第99条及びこの規則第38条」と、第15条の3中「第48条の3第3項」とあるのは「第101条第2項」と、同条及び第15条の4中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「条例第98条第1項に規定する従業者」と、同条中「第48条の10の2」とあるのは「第103条において準用する条例第48条の10の2」と、第21条第1項中「第63条第2号」とあるのは「第105条第2号」と、<u>第22条の2第2項中「第66条第3項」とあるのは「第98条第3項」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>ン事業者」と、「指定訪問入浴介護の」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第116条に規定する指定通所リハビリテーションの」と、「第52条において準用する指定居宅サービス等基準条例第7条」とあるのは「第118条及び指定居宅サービス等基準規則第42条」と、「第45条の3」とあるのは「第99条及びこの規則第38条」と、第15条の3中「第48条の3第3項」とあるのは「第101条第2項」と、同条及び第15条の4中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「条例第98条第1項に規定する従業者」と、同条中「第48条の10の2」とあるのは「第103条において準用する条例第48条の10の2」と、第21条第1項中「第63条第2号」とあるのは「第105条第2号」と読み替えるものとする。</p>
<p>(従業者) 第58条 条例第141条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。 (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所(条例第141条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。)における同項第1号のアからキまでに掲げる従業者 利用者(指定介護予防短期入所療養介護事業者(同項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下この節において同じ。))が指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第160条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下この条において同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護(条例第140条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下この節において同じ。)の事業と指定短期入所療養介護(指定居宅サービス等基準条例第159条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下この条において同じ。)の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合にあっては、当該事業所における指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第60条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における<u>介護老人保健施設基準規則第2条に定める介護老人保健施設の従業者の員数の基準を満たすために必要な数以上</u></p>	<p>(従業者) 第58条 条例第141条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。 (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所(条例第141条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。)における同項第1号のアからキまでに掲げる従業者 利用者(指定介護予防短期入所療養介護事業者(同項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下この節において同じ。))が指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第160条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下この条において同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護(条例第140条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下この節において同じ。)の事業と指定短期入所療養介護(指定居宅サービス等基準条例第159条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下この条において同じ。)の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合にあっては、当該事業所における指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第60条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における<u>介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第25号。次条及び第64条において「介護老人保健施設基準規則」とい</u></p>

改正案	現行
<p>(2)～(3) 略</p> <p>2 略 (設備)</p> <p>第59条 条例第142条第1項の規則で定める設備は、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める設備とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第6条、介護医療院の施設の基準に関する条例（平成30年長野県条例第16号）第4条及び<u>介護医療院基準規則第2条に定める介護医療院の設備の基準を満たす設備</u></p> <p>(設備)</p> <p>第64条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護（条例第153条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下この節において同じ。）の事業を行う事業所をいう。以下この節において同じ。）について条例第142条第1項の規則で定める設備は、次の各号に掲げるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める設備とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第45条第4項及び第5項、介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例第6条並びに<u>介護医療院基準規則第3条に定めるユニット型介護医療院（同条例第2条第1項に規定するユニット型介護医療院に関するものに限る。次条において同じ。）の設備の基準を満たす設備</u></p> <p>2～5 略</p>	<p>う。)第2条に定める介護老人保健施設の従業者の員数の基準を満たすために必要な数以上</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>2 略 (設備)</p> <p>第59条 条例第142条第1項の規則で定める設備は、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める設備とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第6条、介護医療院の施設の基準に関する条例（平成30年長野県条例第16号）第4条及び<u>介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（平成30年長野県規則第18号）第2条に定める介護医療院の設備の基準を満たす設備</u></p> <p>(設備)</p> <p>第64条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護（条例第153条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下この節において同じ。）の事業を行う事業所をいう。以下この節において同じ。）について条例第142条第1項の規則で定める設備は、次の各号に掲げるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める設備とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第45条第4項及び第5項、介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例第6条並びに<u>介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則第3条に定めるユニット型介護医療院（同条例第2条第1項に規定するユニット型介護医療院に関するものに限る。次条において同じ。）の設備の基準を満たす設備</u></p> <p>2～5 略</p>

介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則新旧対照表（第5条関係）

改正案	現 行
<p>(従業者)</p> <p>第2条 条例第4条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(3) 介護職員又は看護職員（条例第4条第1項第4号に規定する看護職員をいう。以下この条及び第15条において同じ。） 次に定める基準</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(ア)～(エ) 略</p> <p>3～9 略</p> <p>10 略</p>	<p>(従業者)</p> <p>第2条 条例第4条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(3) 介護職員又は看護職員（条例第4条第1項第4号に規定する看護職員をいう。以下この条及び第14条において同じ。） 次に定める基準</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(ア)～(エ) 略</p> <p>3～9 略</p> <p>10 略</p>
<p>11 指定介護老人福祉施設（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が30人の指定介護老人福祉施設に限る。以下この条において同じ。）は、当該指定介護老人福祉施設に介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第51号。次項において「指定居宅サービス等基準条例」という。）第127条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年長野県条例第52号）第108条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下この項及び次項において「指定短期入所生活介護事業所等」という。）を併設する場合において、当該指定介護老人福祉施設の医師により当該併設される指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師を置かないことができる。</p>	<p>(新設)</p>
<p>12 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設に指定居宅サービス等基準条例第85条第1項に規定する指定通所介護事業所又は指定短期入所生活介護事業所等を併設する場合において、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該併設される事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該事業所</p>	<p>(新設)</p>

改正案	現行
<p><u>の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員を置かないことができる。</u></p> <p>13 <u>指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設に指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は同令第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合において、当該併設される事業所の介護支援専門員により当該指定介護老人福祉施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該指定介護老人福祉施設の介護支援専門員を置かないことができる。</u></p> <p>(管理者が他の職務に従事することができる場合)</p> <p>第9条 条例第24条ただし書の規則で定める場合は、他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事する場合とする。</p> <p><u>(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会におけるテレビ電話装置等の活用)</u></p> <p>第13条 条例第39条の3に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。</p> <p>第14条～第17条 略</p> <p>附 則</p> <p>10 平成15年4月1日前から引き続き存する指定介護老人福祉施設について第14条第1号の規定を適用する場合には、同号のイの(イ)中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。</p>	<p>(新設)</p> <p>(管理者が他の職務に従事することができる場合)</p> <p>第9条 条例第24条ただし書の規則で定める場合は、<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事する場合とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第13条～第16条 略</p> <p>附 則</p> <p>10 平成15年4月1日前から引き続き存する指定介護老人福祉施設について第13条第1号の規定を適用する場合には、同号のイの(イ)中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。</p>

介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則新旧対照表（第6条関係）

改正案	現行
<p>(従業者)</p> <p>第2条 条例第4条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 第1項第1号及び第4号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）は、本体施設が次の各号に掲げる施設である場合において、当該本体施設の当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、医師、支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>病院 医師又は栄養士若しくは管理栄養士（病床数が100以上の病院の場合に限る。）</u></p> <p>(4) 略</p> <p>7 略</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第6条 介護老人保健施設は、法定代理受領サービス（法第48条第4項の規定により施設介護サービス費（同条第1項に規定する施設介護サービス費をいう。以下この条において同じ。）が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る介護保健施設サービスをいう。以下この条及び次条において同じ。）に該当する介護保健施設サービスを提供した際には、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象と</p>	<p>(従業者)</p> <p>第2条 条例第4条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 第1項第1号及び第4号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）は、本体施設が次の各号に掲げる施設である場合において、当該本体施設の当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、医師、支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>病院 医師、栄養士若しくは管理栄養士（病床数が100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「省令」という。）第2条第6項第2号に規定する指定介護療養型医療施設である病院の場合に限る。）</u></p> <p>(4) 略</p> <p>7 略</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第6条 介護老人保健施設は、法定代理受領サービス（法第48条第4項の規定により施設介護サービス費（同条第1項に規定する施設介護サービス費をいう。以下この条において同じ。）が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る介護保健施設サービスをいう。以下この条及び次条において同じ。）に該当する介護保健施設サービスを提供した際には、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象と</p>

改正案	現行
<p>なる費用に係る対価をいう。以下この条において同じ。)の一部として、当該介護保健施設サービスについて同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該介護保健施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該要した費用の額とする。以下この条において「施設サービス費用基準額」という。)から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。</p>	<p>なる費用に係る対価をいう。以下この条において同じ。)の一部として、当該介護保健施設サービスについて同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該介護保健施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該要した費用の額とする。以下この条において「施設サービス費用基準額」という。)から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 介護老人保健施設は、前2項の規定により受ける支払のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。</p>	<p>3 介護老人保健施設は、前2項の規定により受ける支払のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。</p>
<p>(1)・(2) 略</p>	<p>(1)・(2) 略</p>
<p>(3) <u>介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号。以下「省令」という。)</u>第11条第3項第3号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p>	<p>(3) <u>省令第11条第3項第3号</u>に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p>
<p>(4)～(6) 略</p>	<p>(4)～(6) 略</p>
<p>4・5 略</p>	<p>4・5 略</p>
<p>(管理者が他の職務に従事することができる場合)</p>	<p>(管理者が他の職務に従事することができる場合)</p>
<p>第11条 条例第25条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p>	<p>第11条 条例第25条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p>
<p>(1) 他の事業所、施設等の職務に従事する場合</p>	<p>(1) <u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務</u>に従事する場合</p>
<p>(2) 略</p>	<p>(2) 略</p>
<p>(感染症及び食中毒の予防等のための措置)</p>	<p>(感染症及び食中毒の予防等のための措置)</p>
<p>第12条 条例第32条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p>	<p>第12条 条例第32条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p>
<p>(1) 当該介護老人保健施設における感染症<u>及び</u>食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>(1) 当該介護老人保健施設における感染症<u>又は</u>食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>
<p>(2) 当該介護老人保健施設における感染症<u>及び</u>食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p>	<p>(2) 当該介護老人保健施設における感染症<u>又は</u>食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p>
<p>(3)・(4) 略</p>	<p>(3)・(4) 略</p>
<p><u>(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会におけるテレビ電話装置等の活用)</u></p>	
<p>第15条 条例第39条の3に規定する委員会は、<u>テレビ電話装置等</u>を活用して開催することができるものとする。</p>	<p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>第16条～第19条 略</p> <p>附 則 （平成17年10月1日前から引き続き存する介護老人保健施設に関する経過措置）</p> <p>12 平成17年10月1日前から引き続き存する介護老人保健施設であるユニット型介護老人保健施設については、<u>第16条第1項第3号のイの(ア)のb</u>の規定は適用せず、同(ア)のaの規定の適用については、同a中「ふさわしい形状」とあるのは、「ふさわしい形状及び必要な広さ」とする。</p>	<p>第15条～第18条 略</p> <p>附 則 （平成17年10月1日前から引き続き存する介護老人保健施設に関する経過措置）</p> <p>12 平成17年10月1日前から引き続き存する介護老人保健施設であるユニット型介護老人保健施設については、<u>第15条第1項第3号のイの(ア)のb</u>の規定は適用せず、同(ア)のaの規定の適用については、同a中「ふさわしい形状」とあるのは、「ふさわしい形状及び必要な広さ」とする。</p>

養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則新旧対照表（第7条関係）

改正案	現 行
<p>(職員)</p> <p>第3条 条例第12条第1項第3号の規則で定める員数は、入所者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上とする。</p> <p>2～6 略</p> <p>7 施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>8～14 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第3条 条例第12条第1項第3号の規則で定める員数は、入所者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上とする。</p> <p>2～6 略</p> <p>7 施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>8～14 略</p>

特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則新旧対照表（第8条関係）

改正案	現行
<p>(設備)</p> <p>第2条 条例第11条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する2階建て又は平屋建ての建物であることとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室（以下この条において「居室等」という。）は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室等については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 居室等のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項に規定する特定防火設備（<u>第10条</u>において「特定防火設備」という。）により防災上有効に区画されていること。</p> <p>5 略</p> <p>(職員)</p> <p>第3条 条例第12条第2項の規定により定める職員の員数の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 医師及び調理員、事務員その他の職員の数は、特別養護老人ホームがサテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。<u>第15条</u>において同じ。）若しくは介護医療院（同法第8条第29項に規定する介護医療院をいう。<u>第15条</u>において同じ。）又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（<u>第14条</u>及び<u>第15条</u>において「本体施設」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の本体施設である場合であって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かないときは、当該特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト</p>	<p>(設備)</p> <p>第2条 条例第11条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する2階建て又は平屋建ての建物であることとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室（以下この条において「居室等」という。）は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室等については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 居室等のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項に規定する特定防火設備（<u>第9条</u>において「特定防火設備」という。）により防災上有効に区画されていること。</p> <p>5 略</p> <p>(職員)</p> <p>第3条 条例第12条第2項の規定により定める職員の員数の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 医師及び調理員、事務員その他の職員の数は、特別養護老人ホームがサテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。<u>第14条</u>において同じ。）若しくは介護医療院（同法第8条第29項に規定する介護医療院をいう。<u>第14条</u>において同じ。）又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（<u>第13条</u>及び<u>第14条</u>において「本体施設」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の本体施設である場合であって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かないときは、当該特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト</p>

改正案	現行
<p>型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</p> <p>8 特別養護老人ホーム(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第2項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が30人の特別養護老人ホームに限る。以下この項及び次項において同じ。)は、当該特別養護老人ホームに介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第51号。次項において「指定居宅サービス等基準条例」という。)第127条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年長野県条例第52号)第108条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)を併設する場合において、当該特別養護老人ホームの医師により当該併設される指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師を置かないことができる。</p>	<p>型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</p> <p>(新設)</p>
<p>9 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第85条第1項に規定する指定通所介護事業所(第15条第8項において「指定通所介護事業所」という。)又は指定短期入所生活介護事業所等を併設する場合において、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該併設される事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者を置かないことができる。</p> <p>(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会におけるテレビ電話装置等の活用)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第8条 条例第32条の3に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第9条～第14条 略</p> <p>(地域密着型特別養護老人ホームの職員等)</p> <p>第15条 条例第46条第1項の規定により適用する条例第12条第2項の規定により定める地域密着型特別養護老人ホームの職員の員数の基準は、第3条(第1項第3号及び第4号を除く。)の規定によるほか、次の各号に掲げる職員</p>	<p>第8条～第13条 略</p> <p>(地域密着型特別養護老人ホームの職員等)</p> <p>第14条 条例第46条第1項の規定により適用する条例第12条第2項の規定により定める地域密着型特別養護老人ホームの職員の員数の基準は、第3条(第1項第3号及び第4号を除く。)の規定によるほか、次の各号に掲げる職員</p>

改正案	現行
<p>の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 地域密着型特別養護老人ホームは、当該地域密着型特別養護老人ホームに<u>指定短期入所生活介護事業所等</u>を併設する場合において、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該併設される指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師を置かないことができる。</p> <p>8 地域密着型特別養護老人ホームは、当該地域密着型特別養護老人ホームに指定通所介護事業所又は指定短期入所生活介護事業所等を併設する場合において、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該併設される事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者を置かないことができる。</p> <p>9・10 略</p> <p>第16条 略</p> <p>(ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに関する特別養護老人ホームの規定の適用関係)</p> <p>第17条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに対する第9条及び第10条の規定の適用については、これらの規定中「ユニット型特別養護老人ホーム」とあるのは、「ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム」とする。</p> <p>第18条 略</p>	<p>の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 地域密着型特別養護老人ホームは、当該地域密着型特別養護老人ホームに<u>指定短期入所生活介護事業所（介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第51号。次項において「指定居宅サービス等基準条例」という。）第127条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年長野県条例第52号）第108条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。）</u>（以下この条において「<u>指定短期入所生活介護事業所等</u>」という。）を併設する場合において、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該併設される指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師を置かないことができる。</p> <p>8 地域密着型特別養護老人ホームは、当該地域密着型特別養護老人ホームに<u>指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第85条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）</u>又は指定短期入所生活介護事業所等を併設する場合において、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該併設される事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者を置かないことができる。</p> <p>9・10 略</p> <p>第15条 略</p> <p>(ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに関する特別養護老人ホームの規定の適用関係)</p> <p>第16条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに対する第8条及び第9条の規定の適用については、これらの規定中「ユニット型特別養護老人ホーム」とあるのは、「ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム」とする。</p> <p>第17条 略</p>

軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則新旧対照表（第9条関係）

改 正 案	現 行
<p>(職員)</p> <p>第3条 条例第11条第2項の規定により定める職員の員数の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>5～13 略</p> <p>附 則</p> <p>18 施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームA型の管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>(職員)</p> <p>第3条 条例第11条第2項の規定により定める職員の員数の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>5～13 略</p> <p>附 則</p> <p>18 施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームA型の管理上支障がない場合には、<u>同一敷地内にあ</u>る他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>

介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則新旧対照表（第10条関係）

改正案	現 行
<p>(従業者)</p> <p>第2条 条例第4条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。<u>第19条</u>において同じ。） 常勤換算方法で、介護医療院の入所者の数を6で除した数以上</p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>2～7 略</p> <p>(施設)</p> <p>第3条 条例第5条第2項の規定により定める施設の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 診察室 次に定める基準</p> <p>ア 診察室は、次に掲げる施設を有すること。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 略（かく）痰（たん）、血液、尿、糞（ふん）便等について通常行われる臨床検査を行うことができる施設（以下この号及び<u>第17条第1項第2号</u>において「臨床検査施設」という。）</p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ アの(イ)の規定にかかわらず、臨床検査施設は、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第2条に規定する検体検査（以下この号及び<u>第17条第1項第2号</u>において「検体検査」という。）の業務を委託する場合にあっては、当該検体検査に係る設備を設けないことができる。</p> <p>ウ 略</p> <p>(3) 処置室 次に定める基準</p> <p>ア 処置室は、次に掲げる施設を有すること。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 診察の用に供するエックス線装置（定格出力の管電圧（波高値とする。）が10キロボルト以上であり、かつ、その有するエネルギーが1メガ電子ボルト未満のものに限る。<u>第17条第1項第3号のアの(イ)</u>にお</p>	<p>(従業者)</p> <p>第2条 条例第4条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。<u>第18条</u>において同じ。） 常勤換算方法で、介護医療院の入所者の数を6で除した数以上</p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>2～7 略</p> <p>(施設)</p> <p>第3条 条例第5条第2項の規定により定める施設の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 診察室 次に定める基準</p> <p>ア 診察室は、次に掲げる施設を有すること。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 略（かく）痰（たん）、血液、尿、糞（ふん）便等について通常行われる臨床検査を行うことができる施設（以下この号及び<u>第16条第1項第2号</u>において「臨床検査施設」という。）</p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ アの(イ)の規定にかかわらず、臨床検査施設は、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第2条に規定する検体検査（以下この号及び<u>第16条第1項第2号</u>において「検体検査」という。）の業務を委託する場合にあっては、当該検体検査に係る設備を設けないことができる。</p> <p>ウ 略</p> <p>(3) 処置室 次に定める基準</p> <p>ア 処置室は、次に掲げる施設を有すること。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 診察の用に供するエックス線装置（定格出力の管電圧（波高値とする。）が10キロボルト以上であり、かつ、その有するエネルギーが1メガ電子ボルト未満のものに限る。<u>第16条第1項第3号のアの(イ)</u>にお</p>

改正案	現行
<p>いて「エックス線装置」という。)</p> <p>イ 略</p> <p>(4)～(10) 略</p> <p>(感染症及び食中毒の予防等のための措置)</p> <p>(管理者が他の職務に従事することができる場合)</p> <p>第11条 条例第25条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 他の事業所、施設等の職務に従事する場合</p> <p>(2) 略</p> <p>第12条 条例第32条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>(1) 当該介護医療院における感染及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(業務の委託)</p> <p>第13条 条例第32条第3項の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) 第3条第2号のイ及び第17条第1項第2号のイに規定する検体検査の業務</p> <p>(2)・(4) 略</p> <p>2 略</p> <p><u>(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会におけるテレビ電話装置等の活用)</u></p> <p>第16条 条例第39条の3に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。</p> <p>第17条～第20条 略</p>	<p>において「エックス線装置」という。)</p> <p>イ 略</p> <p>(4)～(10) 略</p> <p>(感染症及び食中毒の予防等のための措置)</p> <p>(管理者が他の職務に従事することができる場合)</p> <p>第11条 条例第25条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事する場合</u></p> <p>(2) 略</p> <p>第12条 条例第32条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>(1) 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(業務の委託)</p> <p>第13条 条例第32条第3項の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) 第3条第2号のイ及び第16条第1項第2号のイに規定する検体検査の業務</p> <p>(2)・(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(新設)</p> <p>第16条～第19条 略</p>

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則（第11条関係）

改正案	現 行
<p>附 則（令和3年4月1日規則第75号抄）</p> <p>（ユニットの定員に係る経過措置）</p> <p>2 この規則の施行の日以降、当分の間、第3条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則」という。）<u>第14条第1号のウ</u>の規定により入所定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設（介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第53号）第2条第2項に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）は、新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第2条第1項第3号のウに定める基準及び新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第16条各号に掲げる基準を満たすほか、当該ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。</p> <p>3 前項の規定は、第1条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（以下「新指定居宅サービス等基準条例施行規則」という。）第53条第1項第1号のウ、第2条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則（以下「新指定介護予防サービス等基準条例施行規則」という。）第49条第1項第1号のウ、第4条の規定による改正後の介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（以下「新介護老人保健施設基準条例施行規則」という。）<u>第16条第1項第3号のウ</u>、第6条の規定による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（以下「新特別養護老人ホーム基準条例施行規則」という。）<u>第10条第1項第1号のウ</u>及び第8条の規定による改正後の介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（以下「新介護医療院基準条例施行規則」という。）<u>第17条第1項第5号のウ</u>の規定の適用について</p>	<p>附 則（令和3年4月1日規則第75号抄）</p> <p>（ユニットの定員に係る経過措置）</p> <p>2 この規則の施行の日以降、当分の間、第3条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則」という。）<u>第13条第1号のウ</u>の規定により入所定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設（介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第53号）第2条第2項に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）は、新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第2条第1項第3号のウに定める基準及び新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第15条各号に掲げる基準を満たすほか、当該ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。</p> <p>3 前項の規定は、第1条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（以下「新指定居宅サービス等基準条例施行規則」という。）第53条第1項第1号のウ、第2条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則（以下「新指定介護予防サービス等基準条例施行規則」という。）第49条第1項第1号のウ、第4条の規定による改正後の介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（以下「新介護老人保健施設基準条例施行規則」という。）<u>第15条第1項第3号のウ</u>、第6条の規定による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（以下「新特別養護老人ホーム基準条例施行規則」という。）<u>第9条第1項第1号のウ</u>及び第8条の規定による改正後の介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（以下「新介護医療院基準条例施行規則」という。）<u>第16条第1項第5号のウ</u>の規定の適用について</p>

改正案

準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、前項中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

左欄	中欄	右欄
新指定居宅サービス等基準条例施行規則第53条第1項第1号の ア	入所定員	利用定員
	新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第2条第1項第3号の ア	新指定居宅サービス等基準条例施行規則第45条第1項第3号
新指定介護予防サービス等基準条例施行規則第49条第1項第1号の ア	新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第16条各号	新指定居宅サービス等基準条例施行規則第55条各号
	入所定員	利用定員
新介護老人保健施設基準条例施行規則第16条第1項第3号の ア	新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第2条第1項第3号の ア	新指定介護予防サービス等基準条例施行規則第41条第1項第3号
	新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第16条各号	新指定介護予防サービス等基準条例施行規則第51条各号
新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第10条第1項第1号の アの(イ)	入所定員	入居定員
	新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第2条第1項第3号の ア	新介護老人保健施設基準条例施行規則第2条第1項第3号
新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第10条第1項第1号の アの(イ)	新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第16条各号	新介護老人保健施設基準条例施行規則第18条各号
	入所定員	入居定員
新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第10条第1項第1号の アの(イ)	新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第2条第1項第3号の ア	新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第3条第1項第4号の ア

現行

準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、前項中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

左欄	中欄	右欄
新指定居宅サービス等基準条例施行規則第53条第1項第1号の ア	入所定員	利用定員
	新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第2条第1項第3号の ア	新指定居宅サービス等基準条例施行規則第45条第1項第3号
新指定介護予防サービス等基準条例施行規則第49条第1項第1号の ア	新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第15条各号	新指定居宅サービス等基準条例施行規則第55条各号
	入所定員	利用定員
新介護老人保健施設基準条例施行規則第15条第1項第3号の ア	新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第2条第1項第3号の ア	新指定介護予防サービス等基準条例施行規則第41条第1項第3号
	新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第15条各号	新指定介護予防サービス等基準条例施行規則第51条各号
新介護老人保健施設基準条例施行規則第15条第1項第3号の ア	入所定員	入居定員
	新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第2条第1項第3号の ア	新介護老人保健施設基準条例施行規則第2条第1項第3号
新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第9条第1項第1号の アの(イ)	新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第15条各号	新介護老人保健施設基準条例施行規則第17条各号
	入所定員	入居定員
新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第9条第1項第1号の アの(イ)	新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第2条第1項第3号の ア	新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第3条第1項第4号の ア

改 正 案			現 行		
	新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第16条各号	新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第12条各号		新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第15条各号	新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第11条各号
新介護医療院基準条例施行規則第17条第1項第5号のア	入所定員	入居者の定員	新介護医療院基準条例施行規則第16条第1項第5号のア	入所定員	入居者の定員
	新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第2条第1項第3号のア	新介護医療院基準条例施行規則第2条第1項第3号及び第4号並びに第7項第2号		新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第2条第1項第3号のア	新介護医療院基準条例施行規則第2条第1項第3号及び第4号並びに第7項第2号
	新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第16条各号	新介護医療院基準条例施行規則第19条各号		新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第15条各号	新介護医療院基準条例施行規則第18条各号